

意見募集案件	北広島市国民健康保険税条例の一部改正について
担当課	保健福祉部保険年金課 電話 011-372-3311 内 2113

意見募集期間	平成 31 年 1 月 24 日(木)から平成 31 年 2 月 22 日(金)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(保険年金課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 1 月 15 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	保健福祉部保険年金課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-398-4309 電子メールアドレス:kokuho@city.kitahiroshima.lg.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 31 年 3 月頃公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 国民健康保険制度は、北海道が決定する「国民健康保険事業費納付金」を納付するため、北海道が示す「標準保険料率」を基に市町村で保険税率を決定します。 この度の改正は、平成 31 年度の「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険料率」を基に保険税率を改定するため、北広島市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別紙「北広島市国民健康保険税条例の一部改正について」のとおり (3) その案の根拠となる法令等 地方税法第 703 条の 4 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 別紙「北広島市国民健康保険税条例の一部改正について」のとおり (5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 別紙「北広島市国民健康保険税条例の一部改正について」のとおり
対象となる政策等 の原案	別紙「北広島市国民健康保険税条例の一部改正について」のとおり
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成 31 年 3 月 市議会第 1 回定例会に提案予定 平成 31 年 4 月 1 日 施行予定